



長野県報

11月30日(火)
平成22年
(2010年)
号外

目次

規則

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1
企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程（企業局）	1
学校職員のへき地手当等に関する規則等の一部を改正する規則（義務教育課）	3
平成22年12月に支給する期末手当の額の特例に関する規則（人事委員会事務局）	4
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（人事委員会事務局）	5

規則

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年11月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第37号

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林業普及指導手当に関する規則（昭和40年長野県規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（55歳を超える職員の普及手当の特例）

2 当分の間、条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する平成22年12月1日以降に従事した事務に係る普及手当の支給に当たつては、第4条に規定する普及手当の額から、当該職員の同項第1号に掲げる給料月額に対する普及手当の額に100分の0.5を乗じて得た額（同号に規定する最低号俸に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額に対する普及手当の月額）に相当する額を減ずる。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

人事課

企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成22年11月30日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本 浩司

長野県公営企業管理規程第6号

企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程

（企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第1条 企業職員の給与に関する規程（昭和43年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「減額改定対象職員（）」を「平成21年度減額改定対象職員（）」に、「同条例」を「平成21年改正給与条例」に改め、「附則第9項」の次に「から第11項まで」を加え、同条第5項第1号から第3号までの規定中「と、」の次に「第4項又は」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 勤務開始日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年度減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年長野県条例第29号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。）に相当する職員として管理者が定める職員であった者に限る。）に対する第3項の規定の適用については、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年長野県条例第29号。以下この項において「平成22年改正給与条例」という。）の施行の日における平成22年改正給与条例第1条の規定による改正後的一般職給与条例の規定の例によるものとした場合及び平成22年改正給与条例第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第1号）附則第9項から第11項までの規定の例によるものとした場合の給料の月額並びに当該勤務開始日に受けていた」とする。

附則第2項を次のように改める。

（一般職給与条例附則第5項の規定の例により給与が減ぜられて支給される職員の特地勤務手当の月額）

2 次に掲げる職員の特地勤務手当の月額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による特地勤務手当の月額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減じた額とする。ただし、当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該額とする。

(1) 減額支給対象職員（一般職給与条例附則第5項の規定の

例により給与が減ぜられて支給される職員をいう。以下同じ。)であつて、勤務開始日において減額支給対象職員であつたものの 勤務開始日に受けていた給料月額の 2 分の 1 に相当する額(以下この項において「勤務開始日に係る減額基礎額」という。)と現に受ける給料月額の 2 分の 1 に相当する額(以下この項において「現在における減額基礎額」という。)を合算した額に100分の2.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の0.5を乗じて得た額

(2) 減額支給対象職員であつて、勤務開始日において減額支給対象職員以外の職員であつたもの 現在における減額基礎額に100分の2.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の0.5を乗じて得た額

(3) 減額支給対象職員以外の職員であつて、勤務開始日において減額支給対象職員であつたもの 勤務開始日に係る減額基礎額に100分の2.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の0.5を乗じて得た額

附則に次の 4 項を加える。

3 減額支給対象職員であつて、前項(附則第 5 項又は第 6 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による特地勤務手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特地勤務手当の月額は、第 5 条第 2 項及び前項の規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

4 前項の減額支給対象職員上限額は、現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の7.75を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から、現に受ける給料月額に100分の7.75を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の0.5を乗じて得た額を減じた額とする。

5 勤務開始日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある仮定減額支給対象職員(その日において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第29号)第1条の規定による改正後的一般職給与条例附則第5項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。)に対する附則第2項の規定の適用については、同項第1号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員(その日において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第29号)以下この項において「平成22年改正給与条例」という。)第1条の規定による改正後的一般職給与条例附則第5項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。以下この項において同じ。)」と、「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成22年改正給与条例の施行の日における平成22年改正給与条例第1条の規定による改正後的一般職給与条例の規定の例によるものとした場合の給料月額」とする。

6 次の各号に掲げる職員に対する附則第2項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、勤務開始日

において育児短時間勤務職員等であつたもの 附則第2項第1号(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)中「の 2 分の 1 に相当する額(以下この項において「勤務開始日に係る減額基礎額」とあるのは「を当該勤務開始日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定の例による勤務時間で除して得た数で除して得た額の 2 分の 1 に相当する額(以下この項において「勤務開始日に係る減額基礎額」とする。)

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、勤務開始日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 附則第2項第1号中「の 2 分の 1 に相当する額(以下この項において「勤務開始日に係る減額基礎額」とあるのは「に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定の例による勤務時間で除して得た数を乗じて得た額の 2 分の 1 に相当する額(以下この項において「勤務開始日に係る減額基礎額」とする。)

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、勤務開始日において育児短時間勤務職員等であつたもの 附則第2項第1号中「の 2 分の 1 に相当する額(以下この項において「勤務開始日に係る減額基礎額」とあるのは「を当該勤務開始日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定の例による勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に同条第2項の規定の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定の例による勤務時間で除して得た数を乗じて得た額の 2 分の 1 に相当する額(以下この項において「勤務開始日に係る減額基礎額」とする。)

(企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部改正)

第2条 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(平成19年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「のほか、当該」を「(一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)附則第5項の規定の例により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、企業職員の給与に関する規程第2条に規定する一般職員の例により減ぜられて支給される管理職手当)のほか、新管理規程第3条の規定による」に、「(その)」を「(一般職の職員の給与に関する条例附則第5項の規定の例により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.5を乗じて得た額とし、それらの」に改め、附則第3項第1号中「同日にその者が受けている管理職手当の額(平成21年12月1日(以下「基準日」という。)において減額改定対象職員(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年長野県条例第46号)附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。)に相当する職員として管理者が定める職員である者にあっては、当該管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額)」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア 平成21年12月1日において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年長野県条例第46号)附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者

(以下「平成21年度減額改定対象職員」という。)に相当する職員として管理者が定める職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に100分の99.59を乗じて得た額

イ アに掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に100分の99.83を乗じて得た額

附則第3項第2号中「同日に当該旧区分より低い区分に相当する割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額(基準日において減額改定対象職員に相当する職員として管理者が定める職員である者にあっては、当該管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額)」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア 平成21年度減額改定対象職員に相当する職員として管理者が定める職員 施行日の前日に当該旧区分より低い区分に相当する新管理規程別表第2管理職手当表の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額(イにおいて「下位区分仮定額」という。)に100分の99.59を乗じて得た額

イ アに掲げる職員以外の職員 下位区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額

附則第3項第3号中「同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額(基準日において減額改定対象職員に相当する職員として管理者が定める職員である者にあっては、当該管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額)」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア 平成21年度減額改定対象職員に相当する職員として管理者が定める職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額(イにおいて「降格後相当区分仮定額」という。)に100分の99.59を乗じて得た額

イ アに掲げる職員以外の職員 降格後相当区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額

附則第3項第4号中「同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額(基準日において減額改定対象職員に相当する職員として管理者が定める職員である者にあっては、当該管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額)」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア 平成21年度減額改定対象職員に相当する職員として管理者が定める職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額(イにおいて「降格後下位区分仮定額」という。)に100分の99.59を乗じて得た額

イ アに掲げる職員以外の職員 降格後下位区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額

附 則

この管理規程は、平成22年12月1日から施行する。

学校職員のへき地手当等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年11月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第9号

学校職員のへき地手当等に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員のへき地手当等に関する規則の一部改正)

第1条 学校職員のへき地手当等に関する規則(昭和46年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

(55歳を超える学校職員のへき地手当の特例)

2 当分の間、条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に対するへき地手当の支給に当たっては、第3条第1項又は第2項に規定するへき地手当の額から、当該学校職員の給料月額に対するへき地手当の月額に100分の0.5を乗じて得た額(当該学校職員の給料月額に100分の99.5を乗じて得た額が、当該学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額に達しない場合にあっては、当該学校職員の給料月額から当該学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額に対するへき地手当の月額)に相当する額を減ずる。

(55歳を超える学校職員のへき地手当に準ずる手当の特例)

3 当分の間、条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に対するへき地手当に準ずる手当の支給に当たっては、第4条第2項に規定するへき地手当に準ずる手当の額から、当該学校職員の給料月額に対するへき地手当に準ずる手当の月額に100分の0.5を乗じて得た額(当該学校職員の給料月額に100分の99.5を乗じて得た額が、当該学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額に達しない場合にあっては、当該学校職員の給料月額から当該学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額に対するへき地手当に準ずる手当の月額)に相当する額を減ずる。

(学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(平成22年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「適用する」を「適用し、学校職員のへき地手当等に関する規則等の一部を改正する規則(平成22年長野県教育委員会規則第9号)第1条の規定による改正後の学校職員のへき地手当等に関する規則附則第3項の規定は適用しない」に、「同条第2項」を「改正後の規則第4条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

義務教育課

平成22年12月に支給する期末手当の額の特例に関する規則をここに公布します。

平成22年11月30日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第12号

平成22年12月に支給する期末手当の額の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年長野県条例第29号。以下「改正給与条例」という。）附則第2項、第3項及び第5項、長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第27条並びに長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）第25条の規定により、平成22年12月に支給する期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（減額改定対象職員となった者の改正給与条例附則第2項第1号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例）

第2条 改正給与条例附則第2項第1号の人事委員会が定めるものは、平成22年4月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について改正給与条例第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号。以下「給与条例」という。）第33条後段又は第41条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間の全期間が職員（改正給与条例附則第2項第1号に規定する職員をいう。以下同じ。）として在職した期間及び人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

(1) 労務職員（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和36年長野県条例第6号）第1条に規定する労務職員をいう。）

(2) 企業職員（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）第1条に規定する企業職員をいう。）

(3) 退職派遣者（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年長野県条例第38号）第10条第1項第1号に規定する退職派遣者をいう。）

(4) 国又は他の地方公共団体の常勤の公務員

2 改正給与条例附則第2項第1号の人事委員会が定める日は、平成22年4月2日（同日から基準日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における減額改定対象職員（改正給与条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。（在職しなかった期間等がある職員の改正給与条例附則第2項第1号の月数の算定）

第3条 改正給与条例附則第2項第1号の人事委員会が定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成22年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続い

て前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行日の属する月の前月までの間の月中途において、同項第1号又は第2号に掲げる者（以下この号及び第5条において「企業職員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち企業職員等として勤務した期間（以下この条において「特定企業職員等期間」という。）を除く。）

(2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この号、次号及び第6号において「法」という。）第28条第2項又は職員の分限に関する条例（昭和27年長野県条例第8号）第2条の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間をいう。）、非常勤職員期間（給与条例第46条又は長野県警察職員の給与に関する条例第29条の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。）、外国機関派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年長野県条例第1号）第2条の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、公益的法人等派遣期間（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、自己啓発等休業期間（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年長野県条例第45号）第2条の規定により自己啓発等休業をしていた期間をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。第5号及び第6号において「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定により大学院修学休業をしていた期間をいう。）又は特定企業職員等期間におけるこれらに相当する期間

(3) 停職期間（法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。）又は特定企業職員等期間におけるこれに相当する期間

(4) 減額改定対象職員以外の職員であった期間又は特定企業職員等期間におけるこれに相当する期間

(5) 育児短時間勤務期間（育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしていた期間をいう。）又は特定企業職員等期間におけるこれに相当する期間

(6) 法第38条の規定による許可又は育児休業法第19条第1項若しくは職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第13条の規定による承認を受けて勤務しなかつたことにより給与条例第44条の規定により給与を減額された期間又は特定企業職員等期間におけるこれに相当する期間

(7) 給与条例第44条の規定により給与を減額された期間（前号に掲げる期間を除く。）又は特定企業職員等期間におけるこれに相当する期間

2 改正給与条例附則第2項第1号の人事委員会が定める月数は、平成22年4月からこの規則の施行日の属する月の前月までの各月のうち次の各号のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号、第2号又は第4号から第6号までに掲げる期間のある月
- (2) 前項第3号又は第7号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額（特定企業職員等期間のある月にあっては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正給与条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.22を乗じて得た額（第6条において「附則第2項第1号基礎額」という。）に満たないもの（改正給与条例附則第2項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第4条 改正給与条例附則第2項第2号の人事委員会が定める者は、平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間及び人事交流等により第2条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の職員とする。

（企業職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例）

第5条 改正給与条例附則第3項及び同項の規定により読み替えて適用する改正給与条例附則第2項の人事委員会が定める者は、企業職員等とする。

2 改正給与条例附則第3項の人事委員会が定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3 改正給与条例附則第3項の規定により読み替えて適用する改正給与条例附則第2項の権衡を考慮して人事委員会が定める額は、企業職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、企業職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

（端数計算）

第6条 附則第2項第1号基礎額又は改正給与条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

人事委員会事務局

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

平成22年11月30日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第13号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野

県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給与条例附則第5項の規定により期末手当及び勤勉手当の額から減ずる額に関する端数計算）

11 次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 給与条例附則第5項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（給与条例第34条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第3条第2項に定める割合を乗じて得た額（第4条各号に掲げる職員にあってはその額に給料月額にそれぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額、同条ただし書の人事委員会が別に定める職にある職員にあってはその額に給料月額に同条ただし書の人事委員会が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）（給与条例附則第5項第1号に規定する最低号俸に達しない場合にあっては、同項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同項第1号に規定する給料月額減額基礎額をいう。以下この号において同じ。）及びこれに対する地域手当の月額の合計額（給与条例第34条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第3条第2項に定める割合を乗じて得た額（第4条各号に掲げる職員にあってはその額に給料月額減額基礎額にそれぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額、同条ただし書の人事委員会が別に定める職にある職員にあってはその額に給料月額減額基礎額に同条ただし書の人事委員会が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額））

(2) 給与条例附則第5項第4号に規定する勤勉手当減額対象額（同項第1号に規定する最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額）

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第2条 職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第44条第1項中「第3項」の次に「並びに附則第5項及び第6項」を加え、同条第3項第1号ウ中「特地勤務手当（）」を「特地勤務手当等に関する規則（昭和46年長野県人事委員会規則第2号）第3条の規定による特地勤務手当（同規則第5条の規定による）」に改める。

附則に次の3項を加える。

（一般職給与条例附則第5項の規定により地域手当の額から減ずる額等に関する端数計算）

4 一般職員給与条例附則第5項第2号から第4号まで及び第7項（学校職員給与条例附則第8項及び警察職員給与条例附則第17項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに次項及び附則第6項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該地域手当の月額とする。

（一般職給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の勤務1時間当たりの給与額の特例）

5 一般職員給与条例附則第7項に規定する一般職員給与条例第45条第2項の規定の適用を受ける職員に係る100分の0.5を乗じ

ることとされる人事委員会が定める額は、給料月額並びにこれに対する地域手当、特地勤務手当等に関する規則第3条の規定による特地勤務手当（同規則第5条の規定によるこれに準ずる手当を含む。）、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び農林業普及指導手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日等の時間を減じたもので除して得た額とする。

6 一般職員給与条例附則第7項に規定する一般職員給与条例第45条第2項の規定の適用を受ける職員に係る最低号俸に達しない場合の人事委員会が定める額は、一般職員給与条例附則第5項第1号に規定する給料月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、特地勤務手当等に関する規則第3条の規定による特地勤務手当（同規則第5条の規定によるこれに準ずる手当を含む。）、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び農林業普及指導手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日等の時間を減じたもので除して得た額とする。

（給料の調整額に関する規則の一部改正）

第3条 給料の調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1のア中 「8,500円」 を 「8,400円」 に、
 「11,200円」 を 「11,100円」 に改め、同1のイ中
 「9,700円」 を 「9,600円」 に、「11,300円」 を
 「11,200円」 に改め、同1のウ中 「11,600円」 を
 「11,500円」 に改め、同1のエ中 「8,500円」 を
 「8,400円」 に、「11,200円」 を 「11,100円」 に改
 める。

（給料の特別調整額に関する規則の一部改正）

第4条 給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（一般職給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の特別調整額）

3 一般職員給与条例附則第5項、学校職員給与条例附則第6項又は警察職員給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給料の特別調整額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の99.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第5条 特地勤務手当等に関する規則（昭和46年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第4号中「減額改定対象職員（）」を「平成21年度減額改定対象職員（）」に、「同条例第1条の規定による改正後の給与条例」を「平成21年改正給与条例第1条の規定による改正後

の給与条例」に、「同条例第1条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例」を「平成21年改正学校職員給与条例第1条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例」に、「同条例第1条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例」を「平成21年改正警察職員給与条例第1条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例」に改め、「附則第9項」の次に「から第11項まで」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年度減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年長野県条例第29号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。第5条第3項第3号において同じ。）であつた者に限る。）前項中「当該各号に定める日に受けっていた給料及び」とあるのは、「、当該各号に定める日に係る給料について、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年長野県条例第29号。以下この項において「平成22年改正給与条例」という。）の施行の日における平成22年改正給与条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合、長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年長野県条例第30号。以下この項において「平成22年改正学校職員給与条例」という。）の施行の日における平成22年改正学校職員給与条例第1条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合又は長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年長野県条例第31号。以下この項において「平成22年改正警察職員給与条例」という。）の施行の日における平成22年改正警察職員給与条例第1条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合及び平成22年改正給与条例第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第1号）附則第9項から第11項までの規定によるものとした場合、平成22年改正学校職員給与条例第2条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第26号）附則第9項から第11項までの規定によるものとした場合又は平成22年改正警察職員給与条例第2条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第32号）附則第9項から第11項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第3条第4項第1号から第3号までの規定中「前項第4号」の次に「又は第5号」を加える。

第5条第2項中「次項及び第4項において」を「以下」に改め、同条第3項第2号中「減額改定対象職員」を「平成21年度減額改定対象職員」に、「同条例第1条の規定による改正後の給与条例」を「平成21年改正給与条例第1条の規定による改正後の給与条例」に、「同条例第1条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例」を「平成21年改正学校職員給与条例第1条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例」に、「同条例第1条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例」を「平成21年改正警察職員給与条例第1条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例」に改め、「附則第9項」

の次に「から第11項まで」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 給与条例第27条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成22年度減額改定対象職員であった者に限る。)

前項中「受けた給料及び」とあるのは、「係る給料について、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第29号。以下この項において「平成22年改正給与条例」という。)の施行の日における平成22年改正給与条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合、長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第30号。以下この項において「平成22年改正学校職員給与条例」という。)の施行の日における平成22年改正学校職員給与条例第1条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合又は長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第31号。以下この項において「平成22年改正警察職員給与条例」という。)の施行の日における平成22年改正警察職員給与条例第1条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合及び平成22年改正給与条例第2条の規定による改正後的一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第1号)附則第9項から第11項までの規定によるものとした場合、平成22年改正学校職員給与条例第2条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第26号)附則第9項から第11項までの規定によるものとした場合又は平成22年改正警察職員給与条例第2条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第32号)附則第9項から第11項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに給与条例第27条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けた」とする。

第5条第4項第1号中「同項」を「同条第1項」に改め、「前項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同項第2号中「前項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同項第3号中「同項」を「同条第1項」に改め、「前項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、同項の次に次の見出し及び12項を加える。

(給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の特地勤務手当等の月額)

2 次に掲げる職員の特地勤務手当の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による特地勤務手当の月額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 減額支給対象職員(給与条例附則第5項、長野県学校職員の給与に関する条例附則第6項又は長野県警察職員の給与に関する条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員をいう。以下同じ。)であつて、第3条第2項各号に定める日において減額支給対象職員であつたもの 第3条第2項各号に定める日に受けた給料月額の2分の1に相当する額(以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」という。)と現に受けた給料月額の2

分の1に相当する額(以下この項において「現在における減額基礎額」という。)を合算した額に支給割合(同条第1項の規定による支給割合をいう。以下この項において同じ。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の0.5を乗じて得た額

- (2) 減額支給対象職員であつて、第3条第2項各号に定める日において減額支給対象職員以外の職員であつたもの 現在における減額基礎額に支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の0.5を乗じて得た額

- (3) 減額支給対象職員以外の職員であつて、第3条第2項各号に定める日において減額支給対象職員であつたもの 勤務することとなつた日等に係る減額基礎額に支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の0.5を乗じて得た額

- 3 減額支給対象職員であつて、前項(附則第5項又は第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による特地勤務手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特地勤務手当の月額は、第3条及び前項の規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

- 4 前項の減額支給対象職員上限額は、現に受けた給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の7.75を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から、現に受けた給料月額に100分の7.75を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の0.5を乗じて得た額を減じた額とする。

- 5 第3条第2項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある仮定減額支給対象職員(その日において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第29号)第1条の規定による改正後の給与条例附則第5項の規定が施行されていたとした場合、長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第30号)第1条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例附則第6項の規定が施行されていたとした場合又は長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第1条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例附則第15項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。附則第11項において同じ。)に対する附則第2項の規定の適用については、同項第1号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員(その日において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第29号。以下この項において「平成22年改正給与条例」という。)第1条の規定による改正後の給与条例附則第5項の規定が施行されていたとした場合、長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第30号。以下この項において「平成22年改正学校職員給与条例」という。)第1条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例附則第6項の規定が施行されていたとした場合又は長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第31号。以下この項において「平成22年改正警察職員給与条例」という。)第1条の規定による改正後の長野県警察職員

員の給与に関する条例附則第15項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。以下この項において同じ。)と、「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成22年改正給与条例の施行の日における平成22年改正給与条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合、平成22年改正学校職員給与条例の施行の日における平成22年改正学校職員給与条例第1条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合又は平成22年改正警察職員給与条例の施行の日における平成22年改正警察職員給与条例第1条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合の給料月額」とする。

6 次の各号に掲げる職員に対する附則第2項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、第3条第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたものの 附則第2項第1号(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)中「の2分の1に相当する額(以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」とあるのは「を当該定める日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額の2分の1に相当する額(以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、第3条第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものの 附則第2項第1号中「の2分の1に相当する額(以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」とあるのは「に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額の2分の1に相当する額(以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第3条第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 附則第2項第1号中「の2分の1に相当する額(以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」とあるのは「を当該定める日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額の2分の1に相当する額(以下この項において「勤務することとなつた日等に係る減額基礎額」とする。

7 減額支給対象職員に対する第3条の2の規定の適用については、「地域手当の額」とあるのは、「地域手当の額から当該地域手当に係る給与条例附則第5項第2号に定める額に相当する額を減じた額」とする。

8 第5条第2項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第6条第2項に規定する日(以下「異動の日等」という。)において減額支給対象職員であつ

た職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、第5条第2項から第4項まで及び第6条第2項の規定にかかわらず、これらの規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額から、異動の日等に受けた給料月額に支給割合(第5条第2項の規定による支給割合をいう。以下この項において同じ。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の0.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

9 減額支給対象職員であつて、第5条第2項から第4項まで及び第6条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、これらの規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

10 前項の減額支給対象職員上限額は、現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から、現に受ける給料月額に100分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の0.5を乗じて得た額を減じた額とする。

11 異動の日等が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある仮定減額支給対象職員に対する附則第8項の規定の適用については、同項中「減額支給対象職員」とあるのは「仮定減額支給対象職員(その日において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第29号。以下この項において「平成22年改正給与条例」という。)第1条の規定による改正後の給与条例附則第5項の規定が施行されていたとした場合、長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第30号。以下この項において「平成22年改正学校職員給与条例」という。)第1条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例附則第6項の規定が施行されていたとした場合又は長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第31号。以下この項において「平成22年改正警察職員給与条例」という。)第1条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例附則第15項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。)と、「受けている給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成22年改正給与条例の施行の日における平成22年改正給与条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合、平成22年改正学校職員給与条例第1条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合又は平成22年改正警察職員給与条例の施行の日における平成22年改正警察職員給与条例第1条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合の給料月額」とする。

12 次の各号に掲げる職員に対する附則第8項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 附則第8項中「給料月額に支給割合」とあるのは「給料月額を異動の日等における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2

項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に支給割合とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 附則第8項中「給料月額に支給割合」とあるのは「給料月額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額に支給割合」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 附則第8項中「給料月額に支給割合」とあるのは「給料月額を異動の日等における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額に支給割合」とする。

13 附則第2項の規定による特地勤務手当の月額又は附則第8項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該特地勤務手当の月額又は特地勤務手当に準ずる手当の月額とする。
(職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則の一部改正)

第6条 職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則(平成18年長野県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第4条」の次に「及び第5条」を加え、同条第7号を削り、同条第8号を同条第7号とする。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第4条第1項中「前条第6号」を「前条第5号」に、「同条第6号」を「同条第5号」に改め、「その差額に相当する額」の次に「(一般職員給与条例附則第5項、学校職員給与条例附則第6項又は警察職員給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.5を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「あっては、」を「あっては」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「(その)」を「とし、これらの者以外の者(基準日において医療職給料表(1)又は任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける者(以下「医療職給料表(1)等適用職員」という。)(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において医療職給料表(1)等適用職員である者となることとなるものを除く。)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの」に、「額)」を「額とする。」に改め、同項第2号中「者にあっては、」を「者にあっては」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「(その)」を「とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者(基準日において医療職給料表(1)の適用を受ける職員である者を除く。)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの」

に、「額)」を「額とする。」に改め、同項第3号中「あっては、」を「あっては」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「(その)」を「とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者(基準日において医療職給料表(1)等適用職員である者を除く。)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの」に、「額)」を「額とする。」に改め、同項第4号ア中「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「額)」に「額、これらの者以外の者(基準日において医療職給料表(1)等適用職員である者を除く。)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額)に」に改め、同号イ中「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「その額」を「これらの者以外の者(基準日において医療職給料表(1)等適用職員である者を除く。)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの額」に改め、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同条第2項中「相当する額」の次に「(一般職員給与条例附則第5項、学校職員給与条例附則第6項又は警察職員給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.5を乗じて得た額)」を加える。

第5条第1項中「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「その額」を「これらの者以外の者(基準日において医療職給料表(1)等適用職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職給料表(1)等適用職員である者となることとなるものを除く。)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの額」に、「第3条第6号」を「第3条第5号」に改め、「差額に相当する額」の次に「(一般職員給与条例附則第5項、学校職員給与条例附則第6項又は警察職員給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.5を乗じて得た額)」を加える。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(端数計算)

第6条 一般職員改正条例附則第9項から附則第11項まで、学校職員改正条例附則第9項から附則第11項まで又は警察職員改正条例附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第7条 給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成19年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「のほか、当該」を「(一般職の職員の給与に関する条例附則第5項、長野県学校職員の給与に関する条例附則第6項又は長野県警察職員の給与に関する条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、附則第3項の規定による給料の特別調整額)のほか、新規則第3条の規定による」に、「(その)」を「(一般職の職員の給与に関する条例附則第5項、長野県学校職員の給与に関する条例附則第6項又は長野県警察職員の給与に関する条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.5を乗じて得た額とし、それらの」に改め、附則第3項第1号中「同日に

その者が受けていた給料の特別調整額（平成21年12月1日（以下「基準日」という。）において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年長野県条例第46号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者にあっては、当該給料の特別調整額に100分の99.76を乗じて得た額）」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 施行日の前日に

その者が受けていた給料の特別調整額

イ 平成21年12月1日において一般職の職員の給与に関する

条例等の一部を改正する条例（平成21年長野県条例第46号）

附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者

（以下「平成21年度減額改定対象職員」という。） 施行日

の前にその者が受けていた給料の特別調整額に100分の

99.59を乗じて得た額

ウ ア及びイに掲げる職員以外の職員 施行日の前にその
者が受けていた給料の特別調整額に100分の99.83を乗じて
得た額

附則第3項第2号中「同日に当該旧区分より低い区分に相当する割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額（基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該給料の特別調整額に100分の99.76を乗じて得た額）」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 施行日の前に
当該旧区分より低い区分に相当する新規別表第1の区分
欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受ける
こととなる給料の特別調整額（イ及びウにおいて「下位区分
仮定額」という。）

イ 平成21年度減額改定対象職員 下位区分仮定額に100分
の99.59を乗じて得た額

ウ ア及びイに掲げる職員以外の職員 下位区分仮定額に
100分の99.83を乗じて得た額

附則第3項第3号中「同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額（基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該給料の特別調整額に100分の99.76を乗じて得た額）」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 施行日の前に
その者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその
者が受けることとなる給料の特別調整額（イ及びウにおい
て「降格後相当区分仮定額」という。）

イ 平成21年度減額改定対象職員 降格後相当区分仮定額に
100分の99.59を乗じて得た額

ウ ア及びイに掲げる職員以外の職員 降格後相当区分仮定
額に100分の99.83を乗じて得た額

附則第3項第4号中「同日にその者が当該下位の職務の級に降
格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する割合を適用したと
したならばその者が受けることとなる給料の特別調整額（基準日
において減額改定対象職員である者にあっては、当該給料の特別
調整額に100分の99.76を乗じて得た額）」を「次に掲げる職員の区
分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加

える。

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 施行日の前日に
その者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より
低い区分に相当する割合を適用したとしたならばその者が
受けることとなる給料の特別調整額（イ及びウにおいて
「降格後下位区分仮定額」という。）

イ 平成21年度減額改定対象職員 降格後下位区分仮定額に
100分の99.59を乗じて得た額

ウ ア及びイに掲げる職員以外の職員 降格後下位区分仮定
額に100分の99.83を乗じて得た額

附則第3項第5号中「に前各号」を「前各号」に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

人事委員会事務局